

# 2024年12月2日以降の健康保険証の取扱いについて

## ●健康保険証の経過措置について

健康保険証の廃止後1年間（2025年12月1日まで）は、経過措置期間として、医療機関等で現行の健康保険証を使用することができます。

2024年12月1日以前より豊島健康保険組合の保険証が交付されている場合、今お手持ちの健康保険証で2025年12月1日までは、保険診療を受けることができますが、、、



健康保険証にはなかった新たなメリットを活用していただくためにも今のうちから、医療機関等への受診の際は「マイナ保険証」をご利用ください。



## ●資格喪失等による健康保険証の返却について

健康保険証の返却については、健康保険法にて、資格喪失等したときは健康保険証を返却しなければならないとされています。

経過措置期間の2025年12月1日までは、この取り扱いが継続する予定です。

期間	資格喪失等したときの保険証の取り扱い
保険証廃止日から1年間 2024年12月2日～2025年12月1日	健保へ返却の <b>必要あり</b>
経過措置終了日 2025年12月2日～	健保へ返却の <b>必要なし</b>



マイナ保険証を利用されている方も2025年12月1日までは健康保険証をご自宅等で保管いただき、資格喪失等をした際はすみやかに健康保険証を健保へ返却してください。

2025年12月2日以降は健康保険証自体無効となるため、返却の必要はありません。